

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月〇日、財団法人Aに事務職として採用された。

同法人は平成〇年にB公社と統合し、C県C市所在の公益財団法人D（以下「公社」という。）となったところ、請求人は公社において、引き続き学校給食に係る事務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から幻覚、妄想が出現したという。請求人は同年〇月〇日にE病院に受診し「遅発性統合失調症疑い」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) F医師作成の平成○年○月○日付け意見書によると、請求人は、平成○年○月○日頃、ICD-10診断ガイドラインの「F20 統合失調症」(以下「本件疾病」という。)を発病したとされている。

請求人の申述及び本件の経緯等に鑑みて、当審査会としても、F医師の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間の業務における心理的負荷のあった出来事についてみると、次のとおりである。

ア 特別な出来事について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 特別な出来事以外の出来事について

請求人は、平成○年○月に発生した誤振込の返金により、同年○月末の食材費の支払いができなかった件で、G課長から請求人の責任を追及するような言動が行われた旨主張している。

確かに、同年〇月に、誤って振り込んだ〇円をH学校校長に返金した際、口座が残高不足になり、同年〇月末に予定されていた食材料費の支払いができなかったことは認められるところ、この点について、請求人はこの件で特段処分を検討されたり、処分を受けたなどの事実はなく、また、公社関係者の申述をみると、総括主任は、「請求人がこのときのミスで、何か責任をとられるようなことはありませんでした。もしかすると、経理係から締め日をきちんと確認するように、と注意くらいはあったかもしれません。」と述べ、同僚Iは、「G課長から請求人がひどく怒られていた記憶があります。

(中略) 請求人はケアレスミスも多く、思い込みで突っ走ることもありました。お金を扱う仕事でしたので、仕事上の怒られる理由はあったと思います。」と述べている。以上のことからすると、G課長は再発防止の観点から請求人を叱責したとみるのが相当であり、当審査会としても、請求人の主張を認定基準別表1の具体的出来事「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」に当てはめ評価するも、請求人のミスは重大な仕事上のミスとはいえ、かつ損害もほとんどなかったことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

このほか、請求人らは、上記出来事に関連し一度は了承を得たのに結局決裁を下ろしてもらえなかったこと、上司や同僚等から「会社のお金を横領した。使い込みをした。」などと言われたことについても主張しているが、一件記録を精査するも、決定書理由第2の2の(2)に説示するとおり、いずれの主張も、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

(4) したがって、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であり、「強」には至らないものである。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。